

日本経団連の2007年の優先政策事項と民主党の政策・取り組み

「民主党と政策を語る会」

2007年6月14日

優先政策事項	主な政策課題	民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績
1. 経済活力、国際競争力強化に向けた税・財政改革	<p>・2011年度までに国・地方を合わせた基礎的財政収支の確実な黒字化 (社会保障関係費の抑制、地方財政計画の見直し、国・地方を通じた公務員人件費の削減など徹底的な歳出削減)</p>	<p>中央、地方、社会保障の役割分担の明確化、大胆な地方分権、公会計制度見直しなどにより、二重行政、ムダづかいを排する。政治家が自ら予算を編成し、省庁の縦割りを排する。ムダづかいの温床である特別会計をゼロベースで見直す。以上のような改革をはじめ、談合・天下りの根絶、契約の適正化、国家公務員総人件費削減、特殊法人・独立行政法人等の改革などを進め、2011年度には国・地方の基礎的財政収支の黒字化を図る。その後、債務残高GDP比を着実に引き下げる。</p>	<p>税金のムダづかいの徹底的な排除、地方分権大胆な推進による国・地方における財政資源の効率的活用などによる歳出改革の具体的内容を選挙ごとのマニフェストに盛り込み、また03年から06年にかけて「民主党予算案」として公表。党独自の調査や衆議院の予備的調査により、天下りや談合の実態及びこれに基づく税金のムダづかいの実態を明らかにし、政府与党に対して具体的にムダづかいの是正を要求。</p>
	<p>・法人税、所得税、消費税等の税体系全体の抜本改革</p>	<p>消費税については福祉目的以外には使わない原則を定め、それにより、公正で安定した社会保障制度と国民に対し税負担とその用途を明確に示す仕組みを確立する、インボイス制度導入により、消費者の負担した消費税が適正に国庫に納税されるようにするなどの抜本改革を行う。法人税、所得税などについても、下記のような改革を行う。</p>	<p>年金目的消費税を創設し、当該税収を「最低保障年金(現在の基礎年金に相当)」の財源に充当する内容を含む「年金制度抜本改革法案」を04通常国会(年金国会)を始め、繰り返し提出。その後、小泉・安倍政権で約9兆円もの国民負担増が実施されたことを踏まえ、「消費税率は現状維持」「消費税5%税収相当の金額を年金財源に充当」を昨年末決定。</p>
	<p>・法人税関係 (減価償却制度の見直し、研究開発促進、国際課税の適正化、信託法改正への対応、法人実効税率の引下げ)</p>	<p>減価償却制度については、経済活性化、諸外国とのイコールフットイングを図る観点から、適切に検討する。「頭脳立国」を実現するため、研究開発及び環境対策に対する減税は拡大するが、昨今の個人負担増を鑑み、現行の法人税率は当面維持する。</p>	<p>「残存価値」の廃止、償却期間の実態を踏まえた短縮など減価償却制度の抜本改革を03年度税制改革以来主張し、07年度税制改正で一部実現。</p>
	<p>・所得税関係 (低・中所得層に配慮した減税、控除制度の抜本改革、社会保障番号を活用した公平性・透明性確保等)</p>	<p>所得捕捉を公平に行い、かつ的確な給付を担保するために、税及び社会保険料に共通の番号制度を導入する。格差是正のために、所得控除を整理し、給付・税額控除を組み合わせた制度の導入を図る。消費税の逆進性対策についても、「戻し税」という形であわせて行う。</p>	<p>扶養控除を始めとする所得税の各種人的控除の見直しとこれによって得た財源の子育て支援策への重点投入を内容とする法案を06年通常国会に提出。</p>
2. 将来不安を払拭するための社会保障制度の一体的改革	<p>・年金・医療保険、介護保険の一体的改革 (社会保障給付の伸びを高齢化で修正した成長率以下に抑制) (国民の自助や互助ではカバーしきれないリスクへの対応を重視した社会保障制度の再設計)</p>	<p>年金改革については国民年金を含む全ての公的年金の一元化と税を財源とする最低保障年金制度の創設を主張、医療改革については「医療に関する情報が全面的に患者本人に公開され、患者本人の納得と自己決定で治療方針を決定できること」「国民がどの地域に居住しようとも一定程度の医療サービスを受けられる環境を整備する」「包括払い制度の導入拡大による医療費効率化」を主張。</p>	<p>年金改革については04年通常国会に独自の議員立法を提出、医療改革については06年の医療制度法案の審議の際、民主党医療制度改革大綱をまとめるとともに、「医療の安心・納得・安全法案」「がん対策基本法案」「小児医療緊急推進法案」を提出した。</p>
	<p>・医療制度改革 (在院日数削減、医療の標準化、診療報酬の包括化による医療費の抑制、混合診療の導入、ICT活用など)</p>	<p>国内どこに住んでいても、「根拠に基づく医療(EBM)」が受けられるよう、急性期病院では一層の包括払い制度を導入。クリティカルパスを可能な限り導入し、療養病床においては食費・居住費を含めた包括払い制度を導入。超急性期・回復期・維持期リハビリテーションは、当面は出来高払い制度とするが、スタッフの充実度及び成果を検証し、将来的には包括払い制度に組み込む。定額払い方式は、一定額の中でいかに効率的に治療するかという医師の技術が評価される側面があり、医師の裁量も問われることから、過少診療や重症患者の拒否など患者選別が生じないよう留意しながら導入をすすめる。</p>	<p>06年の医療制度法案の審議の際、民主党医療制度改革大綱をまとめるとともに、「医療の安心・納得・安全法案」「がん対策基本法案」「小児医療緊急推進法案」を提出した。</p>
	<p>・公的年金改革 (給付と負担の関係見直し、負担能力のある高齢者への対応、被用者年金の一元化、税制抜本改革による国庫負担引き上げ分の安定財源確保、社会保障番号・個人勘定の整備による税・年金の徴収一元化)</p>	<p>国民年金を含む全ての公的年金を一元化し、全国民が「同じ所得なら同じ保険料」「同じ保険料なら同じ年金給付」となる、透明で、公正な年金制度に改めるべき。また納付率の低迷や無年金者・低年金者が多数存在する現状を改めるため、税を財源とする「最低保障年金」を創設し、基本的には全ての高齢者が生活の基礎を支えられるだけの一定程度の年金額を確実に受給できるようにすることが必要。消費税収に相当する額を、この「最低保障年金」の財源に充当する。</p>	<p>04年通常国会(年金国会)以降、繰り返し民主党の年金制度抜本改革案を国会に提出。また05年に国会で立ち上げた両院合同会議でも年金制度の抜本改革を主張したが、与党がこれに応じなかった。その後、党内で議論を進め、小泉・安倍政権の国民負担増が9兆円(消費税率換算3.3%相当)に達したことから、制度設計は維持しつつ、消費税率の維持を決定した。</p>

優先政策事項	主な政策課題	民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績
	<p>・少子化対策 (既存の諸制度の効果の検証後、税額控除等の経済的支援の実施、保育・学童分野の予算配分の見直し、国民運動の展開)</p>	<p>子育て支援をすすめる一環として、扶養控除や配偶者控除、配偶者特別控除を見直し、行財政改革の断行により、子ども手当(児童手当)を充実する。子どもが育つための基礎的な費用を保障すべきとの観点から、中学校卒業までの子ども一人あたり、月額2万6000円を支給する(所要額約6兆円)。 また、男女がともに家族的責任を担い、健康に仕事や自己啓発、地域活動ができるようワークライフバランスの取れる働き方を確保するとともに、多様な働き方に応じた保育ニーズへの対応や、学童保育の待機児童解消をすすめ、保育環境の向上を図る。</p>	<p>民主党の未来世代応援政策「育ち・育む応援プラン」をまとめ、広く国民各層にアピールした。</p>
<p>3. 民間活力の発揮を促す規制改革・民間開放の実現と経済法制の整備</p>	<p>・規制改革・民間開放の推進 (後継推進組織の設置、雇用・労働・医療など重点分野の規制改革、市場化テストの活用による官業の民間開放)</p> <p>・公務員制度改革、省庁の再々編、内閣機能の強化</p> <p>・郵政民営化の着実な推進、政府金融機関改革、独立行政法人改革</p> <p>・会社法の柔軟化 (日本の実情への適合、合併等対価の柔軟化)</p>	<p>民間の活力と創造力を引き出し、新たな需要を掘り起こすために、民間事業活動に関する規制の撤廃、公正競争の環境確保などをすすめる。すべての官業を納税者・生活者の視点で徹底して効率化し、質の向上を図る。</p> <p>(1) 公務員の職務の特性に鑑みて特に異なる取扱いが必要となる場合を除き、公務員の労働基本権を回復 (2) 公務員の能力及び実績に応じた処遇の徹底を可能とする人事管理制度の導入 (3) 内閣による人材の一括管理のための制度導入 (4) キャリア制度の廃止と新たな幹部公務員養成制度の構築 (5) 公務員としての適格性を欠く者に対する適切な対処 (6) 公務員の人材流動化のための仕組みの導入 (7) 天下りの根絶</p> <p>・定年の年齢に達する前に退職する早期退職勧奨と中央省庁による再就職あっせんを禁止する。 ・天下りの禁止期間を離職後2年間から5年間に拡大する。 ・規制の対象とする天下り先に特殊法人・独立行政法人・公益法人等を追加する。 ・本省幹部(審議官級以上)の離職後10年間の再就職状況の報告を義務付ける。 ・退職職員による現職職員に対する働きかけ行為を禁止して罰則を設ける。 ・特殊法人等の役職員が天下ることについても国家公務員と同様の規制を新設する。 ・地方公務員についても、離職後5年間は在職していた機関と密接に関係のある営利企業への天下りを原則禁止する。</p> <p>【郵政改革】 ・郵政民営化について、①郵貯銀とかんぽ生命については当面の間、国の出資が残る中で業務内容や規模を肥大化させて一種の「民業圧迫」とならないか、②過疎地や離党でサービスを切り捨てて格差を拡大させないか、③特定郵便局改革を含めた経営の効率化が中途半端にならないか、④ゆうちょ銀行やかんぽ生命による巨額の国債運用を通じて旧財投システムが温存されることにならないか、等の問題に監視の目を光らせていく。</p> <p>【独立行政法人改革】 (1) 特殊法人や独立行政法人、及びこれらに係わる特別会計は、原則廃止を前提に全てゼロベースで見直し、民間として存続すべきものは民営化し、国としてどうしても必要なものは国が直接行う。 (2) 独立行政法人の税金のムダづかい体質を改めるため、①各府省の独立行政法人評価委員会委員、各独立行政法人の監事の独立性向上(公務員出身者による就任を制限)、②公募による独立行政法人の長の選任、③会計監査人の監査対象となる独立行政法人の拡大、④独立行政法人の統合時における資産の鑑定義務づけ、等を行う。</p> <p>昨年施行された会社法は企業の柔軟な経営体制の構築に資する一方で、「市場の健全性」の観点が弱く、また企業集団法制について一部未整備な点がある。株式を公開している会社は、投資家が要請する情報開示や会計、内部監査等を適切に実行しなければならないことから、公開会社に適切なガバナンス等を義務づける「公開会社法(仮称)」の制定を検討する。</p>	<p>昨年成立した「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(市場化テスト法)」の審議においては、民主党が主張した「生活者の視点からサービスの質の向上を図るよう配慮する」との修正要求を与党が受け入れた。</p> <p>・左記の(1)～(7)の内容を盛り込んだ「天下り根絶法案」を07年通常国会に提出した。</p> <p>【郵政改革】 ・①郵便及び郵便貯金については国の責任で全国サービスを維持する、②郵便貯金については預入限度額を段階的に500万円まで引き下げて肥大化を防ぐ、③保険業務については分割民営化する、④特殊法人・独立行政法人等、「出口」の改革をすすめる、⑤公社の役職員を非公務員化する、⑥天下りを禁止する、などを内容とする「郵政改革法案」を05年163特別国会に提出した。</p> <p>【独立行政法人改革】 ・左記の(2)の内容を盛り込んだ「独立行政法人通則法改正案」を07年通常国会に提出した。</p> <p>党内に「公開会社法PT」を設置し、「公開会社法(仮称)」について検討中。</p>

優先政策事項	主な政策課題	民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績
	<p>・独禁法の抜本改正 (企業結合規制の見直し、適正な手続きの確保)</p> <p>・会計基準の国際的統合、欧米基準との相互承認</p>	<p>不当廉売や優越的地位の濫用による「下請けいじめ」を防止するため、不当な値引きや押しつけ販売、サービスの強要など不公正な取引を禁止する。 公正取引委員会などの機能強化、体制充実を図る。 続発する官製談合撲滅のため、官製談合防止法その他、独禁法を改正し、談合を申告した事業者については一定の条件を満たせば課徴金が減免されるなどの措置を導入し、談合摘発をやすくする。</p> <p>国際的なイコールフットイングをすすめ、適切な会計監査の実施に向けつとめる。企業会計基準委員長職を実務家・専門家が担う仕組みにする。</p>	<p>07年5月、下請けいじめ防止のための「中小企業いじめ防止法案」を策定した。 国土交通省や緑資源機構等の官製談合事件を踏まえた「官製談合防止法等改正案」を2007年通常国会に提出した。</p> <p>党内に「企業会計WT」を設置し、検討中。</p>
4. 日本型成長モデル実現に向けたイノベーションの推進	<p>・第3期科学技術基本計画の着実な実施 (先端技術開発と産業化の推進、府省を超えた研究開発推進体制整備、政府研究開発投資の対GDP1%超)</p> <p>・宇宙、海洋の開発・利用のための基本法など法令整備</p> <p>・大学・大学院の高度人材育成、産学官連携、ベンチャー企業育成、重点科学技術の国際標準化など</p> <p>・知的財産政策の強化 (世界特許の構築に向けた制度・運用の調和、相互承認、模倣品・海賊版対策の強化)</p> <p>・コンテンツ産業の育成、情報家電のネットワーク推進</p>	<p>産学官が協力し、新しい科学技術が社会・産業で活用できるよう、規制の見直しや社会インフラ整備などを推進する「科学技術戦略本部(仮称)」を、現在の総合科学技術会議を改組して、内閣総理大臣のもとに設置する。同戦略本部では、科学技術政策の基本戦略並びに予算方針を策定し、省庁横断的な研究プロジェクトや基礎研究と実用化の一体的な推進を図る。また、プロジェクトの評価を行い国会に報告する。</p> <p>東シナ海における日中の排他的経済水域付近でのガス田開発をめぐる議論が生じている現状を鑑み、わが国の領土・領海、排他的経済水域を守るため、海洋にかかる国内法制を早急に整備する。また、海上保安庁の組織体制についての総合的な検討を行う。 月面探索、海底メタンハイドレート開発、人型ロボット開発など夢がある科学技術のフロンティア分野での戦略的な目標を掲げ、強力に推進する。</p> <p>スーパーサイエンスハイスクール(14億円)を強化するとともに、科学の面白さを子どもたちに実感させるため、産業界の協力を得て、サイエンスキャンプ(研究所などでの実験体験など)や研究者の小中学校への派遣などを行う。 研究者奨学金を、1500億円から3000億円と米国並みに倍増し、国籍を問わず国内の研究プロジェクトへの支援を強化する。また、研究者ビザの拡充など優れた外国人研究者がわが国に集まる環境をつくる。</p> <p>国際競争力の強化、科学技術振興を図るため、知的財産権の強化に取り組む。「知的財産基本法」をさらに具体化し、中小企業・ベンチャー企業に対する支援強化、知的財産紛争処理能力の強化、知的財産権に関する専門家の育成、地域をはじめとする産学の連携強化、研究開発予算の見直し、研究者の意欲向上につながる環境の改善、TLOの充実、模倣品対策や特許権侵害対策の強化、等を進めていく。</p> <p>コンテンツ産業の育成のため、知的財産権の強化に取り組むとともに、中小・ベンチャー企業支援を行う。中小企業研究開発予算を5倍増し、大学・研究機関と中小企業の共同研究を制度・予算上で強化するとともに、中小企業基盤機構の技術情報提供・流通の機能を充実させる。また、ベンチャー企業の立ち上げを容易にすると同時に、企業への技術移転を促進する制度を導入する。</p>	<p>党内に「科学技術政策検討チーム」を設置し、関係者等との意見交換を踏まえ、党科学技術政策の見直しを行った。</p> <p>わが国の領土・領海、排他的経済水域を守るため、国連海洋法条約に基づく「海洋権益2法案」を05年163特別国会に提出し、民主党案を基とした「海洋基本法」を07年通常国会で成立させた。 党内に「科学技術政策検討チーム」を設置し、関係者等との意見交換を踏まえ、党科学技術政策の見直しを行った。</p> <p>党内に「科学技術政策検討チーム」を設置し、関係者等との意見交換を踏まえ、党科学技術政策の見直しを行った。</p> <p>党経済産業部門内に「知的財産権戦略委員会」を設置、知的財産権をめぐる問題点について、精力的な議論を行った。</p> <p>07年通常国会において、「映画盗撮防止法」を超党派にて成立させた。</p>
5. 持続可能な経済社会の実現に向けた真に実効あるエネルギー・環境政策の推進	<p>・エネルギー政策と環境政策の一体的推進 (エネルギー安全保障の観点から関連施策・外交の展開、原子力政策の推進、エネルギー・環境技術開発の推進)</p>	<p>エネルギーを安定的に確保する「エネルギー安全保障」の確立を国家の責務と捉え、長期的な国家戦略を確立・推進する機関を設置し、一元的に施策を進める。 持続可能な成長と地球温暖化防止の両立を図るため、環境対策技術の開発の推進と省エネルギー技術をさらに発展させるとともに、再生可能エネルギーや未来型エネルギーの普及開発、エネルギー供給源の多様化を促進し、総合的なエネルギーのベストミックス戦略を確立する。 エネルギーの安定供給確保の観点から、資源保有国に対する戦略的な外交を強化するとともに、開発途上国等に対し、省エネルギー技術、環境対策技術等の技術移転を進める。 原子力利用については、将来展望を持ち、安全を第一として、国民の理解と信頼を得ながら、国際社会と連携協力して着実に取り組む。過去の原子力発電所事故問題を重く受けとめ、再発防止と原子力に対する国民の信頼回復に努める。</p>	<p>党経済産業部門内に「エネルギー戦略委員会」を設置、精力的に議論を行い、エネルギー戦略についての経過報告を行った後、部門横断的な「エネルギー政策調査会」を設置し、エネルギー政策について従来政策の見直しと、より幅の広い政策の検討を行った。</p>

優先政策事項	主な政策課題	民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績
	<p>・地球温暖化対策の推進 (環境税、排出割り当てなど経済統制的な施策の排除、サマータイム導入、企業の自主行動の尊重、国民運動展開、米国、中国、インドを含めた新たな国際的枠組みの構築)</p> <p>・循環型社会の構築 (廃棄物・リサイクル法制の整備、政府・自治体・消費者・事業者の役割分担)</p>	<p>「脱地球温暖化 戦略」(～脱温暖化で、地球と人との共生を～)ととりまとめており、その実現に全力を尽くす。具体的には、①中・長期目標の設定、②京都議定書目標達成のための国内排出権取引市場の創設、③再生可能エネルギー導入の強力な推進、④地球温暖化対策税の導入、⑤省エネルギーの徹底、⑥森林吸収源対策の推進、⑦環境技術開発、環境負荷低減技術・商品の普及促進、⑧環境外交の促進、⑨脱フロンへのさらなる推進、⑩二酸化炭素の「見える化」の推進、⑪都市過熱化防止など。ポスト京都議定書に向けた新たな国際的枠組みの構築において、エネルギー効率化の視点を踏まえ、米国および中国、インド、途上国の参加を促すべく、エネルギー効率化への技術移転の推進とともに、ODAの環境分野への集中特化など環境外交を推進、主導的役割を果たす。同時に、酸性雨や黄砂など国境を越えた環境被害に対しても、わが国の環境安全保障の観点から環境外交を強化。</p> <p>大量生産・大量消費・大量廃棄の社会を省資源型の循環型社会へと転換させるため、廃棄物の不法投棄や不適正処理を防ぐためにも、現在の法制度を見直す。①廃棄物・リサイクル法制度の統合、②有価・無価に影響されない廃棄物の定義、③リサイクル施設に対する環境規制の適用、④製造者の製品引取義務(拡大生産者責任)の明記、⑤デポジット・埋立税・焼却税・資源税等の導入(経済的措置)、などを内容とする「資源循環・廃棄物管理法案」を提出。</p>	<p>左記に示した通り、民主党は「脱地球温暖化 戦略」(～脱温暖化で、地球と人との共生を～)ととりまとめて発表し、広く国民にアピール。とりまとめにあたっては、国内外の有識者・関係者を含め、幅広くヒアリング・意見交換を実施して、真に国民の利益を考えて、政策を決定。</p> <p>資源循環・廃棄物管理法案について独自案をまとめ、二度のパブリックコメントを実施し内容を充実。03年156通常国会において、政府・与党に先がけて、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律案」を参議院に提出。</p>
6. 公德心を持ち心豊かで個性ある人材を育成する教育改革の推進	<p>・日本の伝統や文化、歴史に関する教育の充実、公德心を養うための若者が社会活動に参加しやすい環境整備</p> <p>・競争原理、評価制度の導入による学校改革、授業改革 (学校選択制の拡大、教育の受けてによる学校・教員評価、評価結果を反映した学校への予算配分・教員の処遇、学習指導要領の柔軟な運用、教員免許更新制の導入)</p> <p>・株式会社による学校等の参入促進</p> <p>・高等教育機関における評価制度の充実と予算配分への反映</p>	<p>民主党の「日本国教育基本法案」において、教育の理念を規定。日本の文化や伝統を育ててきた我々の祖先を尊敬し、さらに深化し、後に育ててくれる子孫に受け継ぐことが重要である。その具体的なあらわれとして伝統、文化、芸術を尊び、知恵の泉である学術を振興する。また、異年齢・異世代との交流、団体活動等を通じて子どもたちが社会を知り、ルールと教養、自律心を身につけられるように、自主的な学校運営の下で、毎週土曜日は、地域の様々な団体・企業等の協力を得て、スポーツ、自然体験や野外活動、ボランティア、伝統文化の継承等の活動を行う。</p> <p>学校現場の教育力を大幅にレベルアップさせることをめざし、「学校教育力の向上3法案」により、①保護者や地域代表参画の学校理事会が、現場の教育に権限と責任を持つ、②教育に対するGDP比公財政支出(現3.1%)を先進国並みの5%に拡充、③教員の養成課程を6年制(修士)にし、さらに一定年数の経験を経て取得できるより高度な専門免許を新設する。</p> <p>建学の自由は、その教育の目的の尊重のもとに、最大限尊重されるべきである。また、教育クーポンや教育バウチャーの導入で、学習者本位の教育支援を実現する。</p> <p>「学生・研究者本位の大学」、「創意ある不断の改革を現場から自発する大学」、「社会に開かれ、社会と連携・協働する大学」を目指し、「象牙の塔」から「時代が求める人づくり・知恵づくりの拠点」として大学改革をすすめる。世界的にみて低い高等教育予算の水準見直しは不可欠であり、従来の学校単位の支援から個別研究プロジェクト単位の支援に転換する。</p>	<p>民主党のめざす教育の理念を盛り込んだ民主党独自の「日本国教育基本法案」を取りまとめ・提出し、参議院にて審議中。</p> <p>学校教育力の向上3法案として、「教員免許制度改革法案」、「地方教育行政適正化法案」、「学校環境整備振興法案」を提出し、参議院にて審議中。</p> <p>建学の自由を盛り込んだ民主党独自の「日本国教育基本法案」を取りまとめ・提出し、参議院にて審議中。</p> <p>高等教育の漸進的無償化に向けた理念を盛り込んだ民主党独自の「日本国教育基本法案」を取りまとめ・提出し、参議院にて審議中。</p>
7. 個人の多様な力を活かす雇用・就労の促進	<p>・女性、高齢者を含めた多様な価値観を反映した雇用・就労形態の整備</p> <p>・ワークライフバランス(仕事と生活の調和)の実現 (ホワイトカラー・エグゼンプション制度などによる勤務形態の柔軟化)</p>	<p>雇用分野の男女平等な機会と待遇確保の推進、妊娠、出産、育児介護を理由として休業や退職した女性の雇用継続や再就職の促進、母子家庭の母の就業促進。定年引上げや継続雇用制度の円滑な推進、再就職の促進など高齢者が意欲と能力に応じて就業できる環境整備。特に高齢者の熟練技能や知識を継承させるためにも、中小企業における技能継承を促進する。</p> <p>働く人の自由時間の確保により、家族・友人などとの絆を深める、地域・社会活動に参加する、自己啓発により職業能力を向上させる、勤労意欲を回復するなど、多様な価値観に基づき、より自由でゆとりのあるワークライフバランスを実現する。</p>	<p>すべての労働者が、生涯にわたって、生きがいを持って働き、豊かで安心して暮らすことのできる社会をめざすため、日本の雇用政策に関する基本方針と左記の女性や高齢者が働きやすい雇用環境を整えるための基本的施策を定める「雇用基本法案」を07年166通常国会に提出</p> <p>労働時間と労働者の健康は密接に結びついており、日本経済にとっての貴重な人材が、長時間労働、ストレス、メンタルヘルスや過労死・過労自殺などにより枯渇することのないよう、健康・安全配慮義務、労働時間管理の重要性を訴えてきた。</p>

優先政策事項	主な政策課題	民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績
	<p>・企業・職場の実態に即したパートタイム労働対策</p> <p>・民間委託による職業紹介・相談、能力開発の対象拡大</p> <p>・若年雇用の促進 (職場体験、インターンシップの推進、省庁間の連携)</p> <p>・雇用保険三事業、労災保険福祉事業の廃止、縮小</p> <p>・試行雇用の促進による障害者雇用</p> <p>・外国人材の受け入れ (専門的・技術的分野、供給不足分野への受け入れ推進、研修・技能実習制度の見直し、在留・就労管理の一元化)</p>	<p>短時間労働者であることを理由に、賃金その他の労働条件について、通常の労働者と差別的取扱いをしてはならないなど今後も働き方によって賃金その他の労働条件が著しく不利にならない合理的な原則づくりに取り組む。</p> <p>地域の実情に即した官民職業紹介機関、能力開発機関、地方自治体の連携、地域労使参画の評価制度の確立などによって、若年層から中高年層まで、すべての世代に対応する職業能力開発制度の抜本強化を提起。</p> <p>自立を希望する若者が安定した職業に就けるよう、集中的に支援するため、①「若年者等職業カウンセラー」による職安での就労支援、②「個別就業支援計画」を作成し、職業指導、③民間企業等での職業訓練等を用意し、必要に応じて就労支援手当を支給。全国の中学2年生を対象に、5日以上職業体験学習を実施。</p> <p>雇用保険三事業(現行二事業)は基本的に廃止する。能力開発等は地方分権を基本にそのあり方を見直し、また国が実施する必要のある事業については一般会計において行う。労働福祉事業については、未払賃金の立替払事業を含め、その適正な運営を求める。</p> <p>職場の実態を踏まえ、精神障害者の雇用対策を強化する。トライアル雇用の促進にあたっては、民間企業の経験者も積極的に活用したジョブコーチ事業の拡充をすべき。公務部門についても、民間企業同様、除外率制度の段階的廃止により、雇用の拡大を求める。</p> <p>国際競争力の強化等、経済社会の活力向上のため、高度の専門的な知識や技術を有する外国人労働者を適切な管理の下に受け入れていく。外国人留学生在が日本で就職しやすい環境を整備する。外国人労働者子弟の教育の充実や、日常生活又は社会生活を円滑に営むための情報提供や助言等を充実させる。外国人労働者の労働条件改善に取り組み、研修及び技能実習生制度については、その趣旨に照らして運用改善、違法行為に対する監督を強化する。</p>	<p>パート労働者と正社員との均等待遇を柱とする「パート労働者の均等待遇推進法案」を07年166通常国会に三度、提出した。</p> <p>左記に加え、特にフリーターやニートなど若年労働者の失業問題は、国民共通の課題となっており、職業紹介・相談・デュアルシステム等における民間活力な積極的な活用を訴えてきた。学校における進路相談等に応じる専門家を配置するガイダンスカウンセラー法案も提出している。</p> <p>07年166通常国会に左記の内容を含む「若年者職業安定特別措置法案」を提出した。</p> <p>左記を含む「行政改革推進法案」を06年に提出した。</p> <p>現場視察、関係団体との意見交換を通じて、政府提出法案への審議等に反映。</p> <p>すべての労働者が、生涯にわたって、生きがいを持って働き、豊かで安心して暮らすことのできる社会をめざすため、外国人の労働に関する環境の整備を盛り込んだ「雇用基本法案」を07年166通常国会に提出した。</p>
8. 道州制の導入の推進と魅力ある経済圏の確立	<p>・2015年を目処に道州制導入の推進 (総理の下に検討組織の設置、推進計画、工程表の作成)</p> <p>・地方分権改革、国・地方を通じた行財政改革の推進</p> <p>・社会資本の整備 (地域の発意と広域的な連携、改正PFI法運用ガイドラインの整備)</p>	<p>当分の間、広域自治体は道州によらず、現在の都道府県の枠組みを基本とする。都道府県が合併することや都道府県の枠組みを残したまま連合を組むことは、地域の自主性に委ねる。県域を越えて流れる河川管理等の広域的対応が必要な事務については、都道府県が連携し、広域行政機能を強化することによって対応する。政令市に対する都道府県の役割は、政令市と他の市町村との調整に限定する。</p> <p>・地方分権国家を担う母体を基礎的自治体とし、将来的には、全国を300程度の多様性のある基礎的自治体で構成する。強力な権限を持った「行政刷新会議」を設立し、事務事業の見直しを集中的に行う。生活に関わる行政サービスをはじめ、対応可能なすべての事務事業の権限と財源を基礎的自治体に対して大幅に移譲する。中央政府の役割は、外交、防衛、危機管理、治安から、食料、エネルギーを含む総合的な安全保障、教育・社会保障の最終責任、通貨、市場経済の確立、国家的大規模プロジェクトなどに限定する。</p> <p>・真の地方自治を実現する第一歩を踏み出すため、個別補助金は基本的に全廃し、地方固有の財源を保証する真の地方自治を実現する。中央・地方とも補助金に関わる人件費と経費を大幅に削減して、財政の健全化にもつなげる。</p> <p>PFI制度を積極的活用するため、導入する数値目標を定め、促進を阻害する法律・政省令・条例等を改正。民間の創意工夫を活かした質が高く効率的な事業を取り入れ、税金の無駄づかいをなくす。</p>	<p>民主党分権調査会において、左記の内容を盛り込んだ中間報告を07年5月にとりまとめた。</p> <p>民主党分権調査会において、左記の内容を盛り込んだ中間報告を07年5月にとりまとめた。</p> <p>99年145回通常国会で民主党も含め、超党派で「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)が成立。その後も、01年第153回臨時国会、05年第162回臨時国会で対象を拡大などの改正が行われたが、民主党も賛成。</p>

優先政策事項	主な政策課題	民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績
	<p>・都市や地域の魅力、競争力の向上 (税制上の支援、安全・安心な都市・地域作り、産業クラスターの形成、中小企業の自立と活力向上など)</p>	<p>個別補助金の廃止、権限・財源の移譲など実質的な地方分権を実現することで、経済、文化、教育等の各分野で企業・人材の地方定着を促す。自治体が権限・財源を備えることで、地場の中小企業の研究開発促進、地域の伝統的な文化・技術の活用促進などに対する税制上の優遇措置や、地域ファンドの体制整備など地域のニーズに応じた施策の迅速な実現、情報の発信、集積能力の向上を高め、地域経済、地域の中小・零細企業の活力を高める。</p>	<p>党経済産業部門内に「経済政策委員会」を設置、中小企業政策について精力的な検討を行い、07年5月「中小企業憲章」を策定した。</p>
	<p>・大都市圏の交通・物流などの基盤整備 (首都圏三環状道路の整備、港湾・空港へのアクセス改善など)</p>	<p>空港と港湾に関しては、全ての窓口において効率化を進めることを前提とし、特定重要港湾の複数の港湾、特に消費地への近接性や、高規格道路等との接続性を考慮した上で、選択と集中の考え方のもとで、特定の国際物流拠点を24時間化を促進。その他の空港および港湾は、国内物流のモーダルシフトを進め、全体として国際物流と国内物流の拠点の棲み分けを明確に。</p>	<p>02年154通常国会から「交通基本法案」を提出。国民の「移動の権利」を明記、交通基本計画により総合的なインフラ整備、重複による公共事業の無駄づかい排除、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築を行い、都道府県・市町村が策定する地域交通計画により、LRT、コミュニティバスなどの整備を推進。</p>
	<p>・観光立国の推進 (国際空港の早期拡充、ビザ発給手続きの簡素化・透明化、対外プロモーション活動の充実、観光開発に関わる人材育成などによる外国人観光客の拡大)</p>	<p>各地域の魅力向上に向けた街づくり、景観形成、農山村や里山づくりを推進。国は、地方体と地域住民が主体となった取り組みを支援。各地域の歴史や伝統・文化、貴重な自然の保全と活用をすすめ、住民への教育の場を提供。休暇・休日制度を再検討し、より柔軟に休暇を取得できる仕組みを作り、休日の分散化をすすめるとともに、総合的な交通体系の整備を推進。景観に配慮した街や交通施設、国内外からの観光客の視点にたった情報提供を推進。総合的な観光戦略を構築する行政機関の設置を検討。</p>	<p>日本の観光が抱える問題点を整理し、その対策を講ずるとの見地から、観光政策推進調査会を設置し、関係者からのヒアリングや現地視察を行い、観光政策・中間報告をとりまとめ。地域の人たちが、地域への愛着と誇りを持って地域をつくるのが、観光振興につながるという民主党の政策をベースとした法案を提示し、与党と協議し、06年165臨時国会で「観光立国推進基本法」が成立。民主党の提案がほとんど取り入れられた。民主党の意見も反映させ、07年166通常国会でエコツーリズム推進法が成立。</p>
	<p>・良質な住宅提供 (新耐震基準、バリアフリー化、環境基準を満たす住宅の取得、建設・改修に関わる住宅投資減税)</p>	<p>質・面積ともに低く抑えられてきた賃貸住宅の充実促進を誘導、中古住宅の流通促進、住宅ローン証券化、リバースモーゲージの促進、ノンリコース、職住接近のまちづくりを推進。高齢者が公営住宅、都市機構など公的賃貸住宅に安心して住み続けられるセーフティネットづくり。リフォーム詐欺対策などと合わせ住宅業界における悪徳業者の排除、各種制度改善。</p>	<p>06年の第164回通常国会には、①建築の最終確認は「行政」が行うこととし行政の実務能力をアップさせる、②設計・施工・管理を分離する、③建築事務所の開設を建築士に限り不当な圧力を排除する、④責任と誇りを持った建築士を育成するため建築士会への強制加入を義務化する、⑤建築に関与した全ての人をリスト化し公開する、⑥広告に保険加入の有無を表示させることを盛り込んだ法案を提出。</p>
	<p>・治安・防犯対策 (地域社会のネットワークを生かした犯罪抑止力向上、省庁の枠を超えた危機管理体制の強化、政府、企業、住民との連携)</p>	<p>地方警察官等を増員して、「地域・刑事・生活安全」警察機能を拡充する。また地域社会の防犯機能を生かすための支援を行う。</p>	<p>左記の趣旨を選挙政策に盛り込んだ。</p>
<p>9. グローバル競争の激化に即応した通商・投資・経済協力政策の推進</p>	<p>・WTO新ラウンドの本格的再開と早期妥結 ・農業を含む国内産業の競争力強化と成果の交渉への反映 ・東アジア、資源・エネルギー・食料供給国・地域とEPAの推進</p>	<p>WTOにおいては、貿易・投資の自由化に関する協議を促し、とりまとめに日本がリーダーシップを果たすよう努め、新ラウンドの早期妥結を目指す。</p> <p>世界貿易機関(WTO)における貿易自由化協議及び各国との自由貿易協定(FTA)締結の促進と、農産物の国内生産の維持・拡大を両立。そのために、基幹農産物については、これまでの農政の制度・予算を根本から見直し、国民に必要な食料を生産し、農村環境を維持できる農業経営が成り立つように「戸別所得補償制度」を創設。</p> <p>EPAは、経済、産業構造、雇用との関わりなど多くの面において重要な影響が及ぶことに鑑み、将来の国家像を見据えて、国際競争力強化の切り札と位置づけ、アジアに向けて開かれた日本をつくる。また食の安全、安定供給、自給率の向上を図るとともに、一元的・一体的な交渉窓口をつくって、積極的に推進する。</p>	<p>WTOの交渉状況について、関係部門合同会議を随時開催してヒアリングを行い、政府の姿勢を追及。</p> <p>04年に「民主党農林漁業再生プラン」を策定し、随時政策を更新。06年164回通常国会で、左記事項を含め「食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案」を提出。本年、森林・林業政策をとりまとめ。</p> <p>政府提出のEPAに対しては、積極推進の立場から賛成。ただし、フィリピンとのEPAにおいては看護師、介護福祉士の受け入れが含まれていたことから、協定には賛成したものの、外国人労働者の受け入れについて慎重な検討を行っているところ。</p>

優先政策事項	主な政策課題	民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績
	<p>・ODA、政策金融の通商戦略の一環としての活用 (資源・エネルギー関連分野、途上国のインフラ整備など)</p> <p>・通関・港湾諸手続など貿易諸制度の抜本改革 (貿易円滑化とセキュリティ強化の両立)</p>	<p>ODAを抜本的に見直し、相手国の自然環境の保全と生活環境の整備に重点的に援助することで、日本が地球環境の保全で世界をリードする地位を築く。また、情報公開や外部監査・業務評価を徹底させ、透明性・効率性を確保する。 一国だけでは解決できない「人間の安全保障」への取組についても、ODAを積極活用し、平和的手法による解決を図る。</p> <p>港湾は電子通関制度の導入と組み合わせ、通過手続きを大幅に改善し掛かる日数を格段に短縮。通関の簡素化・電子化推進を通しハード・ソフト両面での利用効率性を向上。</p>	<p>党外務防衛部門会議や参議院ODA特別委員会において、ODAの使途等を随時確認。また、イラク特措法改正案・イラク特措法廃止法案の審議の際、イラク復興支援におけるODAの役割について、議論を行った。</p> <p>左記事項を盛り込んだ「経済外交基本方針(中間報告)」を2005年にとりまとめ。</p>
<p>10. 新憲法の制定に向けた環境整備と戦略的な外交・安全保障政策の推進</p>	<p>・憲法改正に向けて国民投票法の早期成立と国民的議論の喚起</p> <p>・安全保障に関する基本法、国際平和協力に関する一般法の整備</p> <p>・安全保障会議の日本版NSCへの改組</p> <p>・日米同盟を基軸としながら、中国・韓国など近隣諸国との信頼関係の強化</p>	<p>「憲法とは公権力の行使を制限するために主権者が定める根本規範である」というのが近代立憲主義における憲法の定義である。民主党は、「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」という現行憲法の原理は国民の確信によりしっかりと支えられていると考えており、これらを大切にしながら、真に立憲主義を確立し「憲法は国民とともにある」という観点から、現行憲法に足らざる点があれば補い、改めるべき点があれば改めることを国民の皆さんに責任を持って提案していく。</p> <p>民主党は、「政権政策の基本方針」において、「国連の平和活動は、国際社会における積極的な役割を求める憲法の理念に合致し、また主権国家の自衛権行使とは性格を異にしていることから、国連憲章第41条及び42条に拠るものも含めて、国連の要請に基づいて、わが国の主体的判断と民主的統制の下に、積極的に参加する」としているところである。</p> <p>専守防衛を国是とするわが国は、情報収集・分析・対応能力の向上が喫緊の課題である。不審船・武装工作船やミサイル発射の意図、北方領土での拿捕など、わが国に対する脅威、威嚇について事前に察知し、専門家による継続的かつ総合的で徹底的な情報収集・分析を行う体制の抜本的な強化が必須と考える。</p> <p>米国とは対等な真の同盟関係を築き、アジアの一員として、中国、韓国をはじめ、アジア諸国との信頼関係の構築に全力を挙げ、国際社会においてアジア諸国との連携を強化する。特に、エネルギー・通商・環境分野において、アジア・太平洋地域の域内協力体制を確立する。</p>	<p>国民投票法については、民主党も「日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案」、同法案に対する修正案を国会に提出、憲法に関する国民の自由闊達な意見表明を保障するための公正・中立なルールを定める手続き法として、国会内の幅広い合意作りをめざしてきた。最終段階で憲法問題が政治争点化してしまったことにより円満な決着が図れなかったことはきわめて残念である。 憲法については、一昨年秋にまとめた「憲法提言」をもとに、国民の皆さんとの自由闊達な憲法論議を行うための「憲法対話集会」を昨年からは北海道、北関東、東海、中国、四国など各地で順次開催しているところ。こうした取り組みを今後も続け、国民の多くの皆さんが改正を求め、かつ、国会内の広範かつ円満な合意形成ができる事項があるかどうか、慎重かつ積極的に検討していく。</p> <p>わが国にふさわしい国際貢献、安全保障に関する基本法制や一般法の制定も含め、自衛隊の国際的な活動のあり方について、正面から議論していきたいと考える。</p> <p>安倍政権の日本版NSC構想は、現行の安全保障会議の焼き直しに過ぎず、情報収集・分析体制の強化に資するとは言えない。十分なチェック機能を付与したうえで、情報収集衛星の主体的な運用、情報本部の充実、国連、各国政府、NGO等との連携を積極的にすすめる。</p> <p>対中関係は、日本外交にとって極めて重要であり、建設的かつ友好的な話し合いによる懸案解決が重要である。民主党と中国共産党との間で設置した「交流協議機構」を通じ、定期的かつ継続的に交流・協議を行い、両党の信頼関係の中、違いを乗り越えて両国にまたがる課題に対し、問題解決への道を切り開いていく。日韓関係は、竹島問題や日韓FTAの締結など諸懸案を解決し、国民間の経済・文化交流を一層推進する。</p>

優先政策事項	主な政策課題	民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績
--------	--------	-----------	-----------------

政策本位の政治実現に向けた党内の取り組み(政権公約のフォローアップ体制など)	党内に政権政策委員会を設置し、「政権政策の基本方針」(政策マグナカルタ)を取りまとめた。また、『次の内閣』を中心に、前回マニフェストを出発点にして政策のブラッシュアップを重ね、議員立法を提出するとともに、参議院選挙政策、マニフェストを編纂している。	民主党は、166回通常国会において、50本を越える議員立法を提出している(継続案件を含む)。
政治資金の透明性向上に向けた取り組み	<p>(1) 政治団体の事務所費の透明化</p> <p>① 政治団体の1万円を超える事務所費・政治活動費等の支出について、領収書の徴収・保存、報告書への領収書の添付と支出明細の記載などを義務付ける。</p> <p>② 領収書等の保存期間を3年から5年に拡大する。等</p> <p>(2) 政党・政治資金団体に対する条件付寄附の禁止(いわゆる迂回献金禁止)</p> <p>(3) 政党本部・政治資金団体の収支報告書に係る外部監査報告書の添付</p> <p>(4) 普通預金・現金に係る収支報告書の記載</p> <p>(5) 政治団体間の寄附の制限と政治団体間の寄附の銀行振込み義務付け</p> <p>(6) 収支報告書の保存期間を5年に延長しインターネット公開</p> <p>(7) 寄附を受領できる政党支部数の制限 など</p>	<p>・左記の(1)の内容を盛り込んだ「政治資金規正法改正案」を2007年通常国会に提出</p> <p>・左記の(2)～(7)の内容を盛り込んだ「政治資金規正法改正案」を2004年臨時国会、2005年特別国会に提出</p> <p>・党本部、都道府県連、党所属国会議員が代表者を務める総支部および資金管理団体を対象として、2007年4月1日以降の事務所費、光熱水費、備品・消耗品費、政治活動費のうち1件1万円を超える支出について、領収書等の徴収並びに5年間の保存を義務づける。</p> <p>・党本部の政治資金収支報告書全文および都道府県連・総支部の収支報告書概要をホームページで公開。本部および県連・総支部の収支について公認会計士・税理士による外部監査を実施</p> <p>・党所属国会議員等の資金管理団体の収支報告書について、自発的会計監査の実施とその意見書の党本部への提出を要請</p> <p>・党所属国会議員の公設秘書について、法改正で禁止された「65歳以上および配偶者」に加え、「三親等以内の親族」の採用も禁止。採用状況を党ホームページで公開</p> <p>・党所属議員の資産について、「配偶者および扶養する子が所有するもの」も含めて党ホームページで公開</p>